

令和5年第6回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月20日(月)13時30分～16時7分

2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室

3 出席委員

(15名)

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	1番	金子忠博
	2番	佐々木達也
	3番	高橋かおる
	4番	白澤克美
	5番	熊谷洋司
	6番	川村良道
	7番	川村和男
	9番	星川忠博
	10番	藤原幸藏
	11番	佐藤俊孝
	12番	高原弘明
	13番	阿部江利子
	14番	白澤和実
(欠席)	8番	佐々木博

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第7 報告第3号 転用許可等不要農地の現状変更届出について

日程第8 議案第1号 農地法の適用外証明願いに対する許可決定について

日程第9 議案第2号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について

日程第10 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第11 議案第4号 矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について

日程第12 議案第5号 矢巾町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

日程第13 議案第6号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

4 説明員

農業委員会事務局	事務局長	田 口 征 寛
	係長	泉 山 弘 道
	主任主事	藤 原 佳 芳 里

5 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせいたします。5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。また、本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しておりますので、議案の朗読は表題のみといたします。質問、意見や討論等、発言の際は挙手により発言の意思表示をお願いいたします。なお、発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるよう、よろしくお願ひします。

本日の出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。なお、8番、佐々木博委員から欠席する旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから、令和5年第6回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしということで、当職より指名いたします。4番、白澤克美委員、7番、川村和男委員、9番、星川忠博委員をお願いいたします。

議長

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしということで、当職より指名いたします。農業委員会事務局、藤原佳芳里主任主事をお願いいたします。

議長

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしということで、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。

5月分からですけれど、5月23日、婚活ネットワーク役員会に川村和男委員が出席しており、矢巾町役場で行われております。25日、岩手中央青果物価安定対策協議会総会に川村良道委員が出席しており、紫波町役場で

行われております。26日、矢巾町農業再生支援協議会総会に私が出席しており、矢巾町役場で行われております。29日、盛岡地方農業委員会連絡協議会総会に私と事務局長と出席しており、盛岡市役所都南分庁舎で行われております。30日、本県選出国會議員への政策要請ということで、私が出席しております。東京の衆議院第1議員会館で実施されております。同じく30日ですけれども、令和5年度全国農業委員会会長大会が東京の文京シビックホールで行われ、私が出席しております。

6月に入りまして9日から令和5年矢巾町議会定例会6月会議が行われ、私と事務局長が出席しております。質問事項等については総会後の全員協議会で説明があると思いますので、ここでは触れません。14日、農地転用現地調査ということで、金子忠博委員、佐々木達也委員が煙山、北矢幅で実施しております。14日、あっせん会議ということで、5役、事務局で行っております。16日、婚活ネットワーク総会ということで、川村和男委員が出席しており、矢巾町公民館で実施されております。19日、にぎわい創出実行委員会に私が出席しており、矢巾町役場で行われております。

そして、本日、令和5年第6回矢巾町農業委員会総会となっております。

以上ですが、質疑等ございますか。

川村和男委員
議長

はい、議長。

はい、7番、川村和男委員。

川村和男委員
議長

7番、川村です。婚活ネットワーク総会には、阿部江利子委員と高橋かおる委員も出席しております。

申し訳ありません。それでは、そのように訂正をお願いします。ほかに質疑等ございますか。

佐藤俊孝委員
議長

はい、議長。

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。5月30日に政策要請をされていますが、県選出の国會議員全員に対してなのか、要請内容はどのような内容なのか、その情報提供をお願いします。それから、6月19日のにぎわい創出実行委員会の内容についても、情報提供をお願いします。

議長

5月30日の本県選出国會議員への政策要請ですが、議員会館で県内の会長さん方と、岩手県農業会議からも事務局の出席で、会場に見えられた議員さんが藤原崇さん、そのほか横澤議員さん含めて秘書の方で、要請内容といたしましては皆様ご存知の水田活用についてのことや、養豚を行っていらっしゃる方に関して国からの助成金のことであるとかの要請もございました。ほかには、米の政策や水田活用に対することについて、このようにしてほしい、これはちょっと難しいなどの話がありまして、議員さん方との話は終わりました。

佐藤俊孝委員

すみませんが、要請内容の具体的なポイントのみでも結構ですが、このようなことを要請してきました、というように言ってもらえるとわかりやす

いです。

議長 これについては後で、全員協議会のときに資料を配ることでよろしいでしょうか。

佐藤俊孝委員 はい。

議長 にぎわい創出実行委員会については、先日行われた徳丹城まつりについての報告と、7月22日に予定されております夏まつりに関しての計画案ですけれども、その説明でございました。徳丹城まつりについては1万2千人ぐらいの来場があったということで、今年初めてチャグチャグ馬コが医大通りを行進ということもありましたが、事故もなく終わったということでした。よろしいでしょうか。

佐藤俊孝委員 はい。

議長 ほかに質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、次に進みます。日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第1号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第1号についてご説明させていただきます。

まず、番号1の案件につきましては、現在北郡山に在住している相続人の妹の方が耕作しております、今後も引き続き耕作することとなっております。続きまして、番号2の案件につきましては、当該農地は被相続人が生前に勤務しておりました盛岡の業者があり、その業者に対して貸借をしております、その業者が農地転用許可を得ずに資材置場として使用している状況となっております。相続人はその事実を把握しない状況でありましたので、現在資材置場として使用している業者に対しまして、今後正しく是正するように、実際に呼んで指導したところでございます。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。最初に番号1についてですが、平成25年1月に権利を取得され、取得してからだいぶ期間がありますが、何か特殊な事情があったのか、そのあたりがわかればお知らせください。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。こちらの案件につきまし

ては、平成 25 年に被相続人が亡くなり、そこで相続の権利が発生したものと
なります。具体的な事情は確認してございませんが、相続の登記の手続
きをしないままにしておきまして、今年になりましてようやく相続をして、
今回の手続きをしたものでございます。

議長 佐藤委員、よろしいでしょうか。

佐藤俊孝委員 はい。それと、先ほど番号 2 のなかで、無断転用の話があったのですが、
どのような指導をして、どのような解消の取り組みをするのか、把握して
いる内容を説明してください。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11 番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。こちらの案件でございま
すが、現地はすっかり、完全に資材置場となっている状況でございまして、
もちろん早急に是正するようというところは伝えたとこでございまして、
現状が現状でございましたので、すぐというのは難しいことから長期的に
なりますが、まずは是正計画を立てさせてから、進めていきたいと思っ
ております。以上でございます。

議長 佐藤委員、よろしいでしょうか。

佐藤俊孝委員 はい。

議長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声でございますので、次に進みます。

日程第 6、報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による農地の合意解約につ
いて、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第 2 号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 ありません。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

高原弘明委員 はい、議長。

議長 はい、12 番、高原弘明委員。

高原弘明委員 12 番、高原です。この合意解約の関係ですが、今から 2 年前、2 年も経
過していないのですが、令和 3 年 9 月 21 日に●●●●さん、●●●●さん
の関係で、ここを貸借させてほしいということで依頼があったのですが、
2 年も経過していない中で解約をすることに至った経緯をお知らせくださ
い。この期間中に、●●●●さんのお孫さんが農家分家住宅を建てるとい
うことで、そういった諸々の問題があったのかどうか、確認したいと思
います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 12 番、高原委員のご質問にお答えいたします。こちらの案件につきまし

ては、合意解約ということになっておりますが、話を聞いた限りでは、賃貸人である●●さんから解約したいという申し出があり、それを受けまして●●さんの方でそれであればということで合意解約したということ聞いております。細かい事情までは聞いておりませんので、住宅建設の経緯などで変わったのかどうかなどは、事務局では把握していないところです。以上でございます。

議長 高原委員、よろしいですか。

高原弘明委員 はい。

議長 他に質疑ございますか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい、11番、佐藤です。先ほどの説明に補足させていただきますが、昨年の農地相談のときに●●●●さんが相談にいらして、●●さんのところを畑として借りて山菜等の作付けをしてきたが、思っていたより条件が悪かったということをご本人が言っており、自分の自宅の近くに土地を求めたい、それについていろいろと協力をお願いしたいということを述べておりましたので、場所替えではないかと私は推測いたします。

議長 佐藤委員からもこの件のお話がありましたので、皆さんの参考になると思います。ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声でございますので、次に進みます。

日程第7、報告第3号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第3号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第3号についてご説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、当該農地は道路と比べて段差がありまして、水はけも悪い状況となっているため、畦畔も含めて盛土を行うものですが、現状変更後も田として耕作する予定となっております。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。嵩上げが90ミリ、通常はそこに表土である土を嵩上げするのが非常にいいわけですが、今の話を聞くと畦畔を取り除いたり段差をなくしたりするとなると、いわゆる基盤部から手を付けなければならぬと思いますが、この点について何か情報はありますか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。こちらの案件につきましては、実際に盛土に使う土でございませぬども、藤沢地区の市街化区域になった田の土をそのまま利用するというので、もともと田として使っていた土をそのまま入れることとなりますので、問題はないと判断しているところでございます。以上でございます。

議長 佐藤委員、よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい。

議長 ほかに質疑ございますか。

藤原幸蔵委員 はい、議長。

議長 はい、10番、藤原幸蔵委員。

藤原幸蔵委員 10番、藤原です。工事着手が10月で完了が12月、こういう工事をするに届け出が必要なのですか。一般的に行われていると思いますがどうでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 10番、藤原委員のご質問にお答えします。こちらにつきましては、期間が短いということ、田から田ということもありますが、実際に現状を変更するということがあり、周りが見ても誤解がないようにということもありますので、そのことも含めて現状変更の届出をされたものです。以上でございます。

藤原幸蔵委員 はい、議長。

議長 はい、10番、藤原幸蔵委員。

藤原幸蔵委員 10番、藤原です。一般的に低いところに土を盛ることは農家が行っていることです。それをいちいち届出が必要なものなのか、それを確認したいです。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 10番、藤原委員のご質問にお答えします。軽微な盛土について、通常行っていることもあるかもしれませんが、正式には変更するという事実はそのとおりでございますので、届出が必要ないというものでもないですし、逆にしたからといって不利益があるというものでもないものです。農地から農地ですので、今回は届出をするということで申し出があったものでございますので、受理したところでございます。以上でございます。

議長 藤原委員、よろしいですか。

藤原幸蔵委員 はい。

議長 ほかに質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声でございますので、次に進みます。

皆様にお諮りいたします。日程第8、議案第1号、農地法の適用外証明願
いに対する許否決定について、日程第9、議案第2号、農地法第5条の規定
による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定につい
ては、転用に関する案件ですので、一括して議題としてよろしいでしょうか
(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、一括して議題といたします。

日程第8、議案第1号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定につ
いて、日程第9、議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴
う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたしま
す。議題について事務局より朗読させます。

事務局

(議案第1号、議案第2号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

議案第1号、議案第2号についてご説明させていただきます。

申請地の状況でございますが、各議案の次のページに添付しております
図面をご確認願います。議案第1号の申請地の状況でございますが、役場
の北西方向約2.6kmに位置しておりまして、東側に県道盛岡和賀線が縦
断しており、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては
、10ha以上の一団の農地でございますので、第1種農地でございます。
続きまして議案第2号の申請地の状況でございますが、役場の北方向約1.3
kmに位置しておりまして、南側は町道乙茂1号線に接しており、農地の中
に宅地が点在しております。農地区分につきましては、農用区域内の
農地でございますので、農振農用地でございます。以上でございます。

議長

6月14日に農地転用現地調査を行った農業委員より、調査結果報告をお
願いいたします。

佐々木達也委員

はい、議長。

議長

はい、2番、佐々木達也委員。

佐々木達也委員

2番、佐々木です。議案第1号についてですが、6月14日に私と金子委
員、泉山係長と3人で現地調査を行いました。場所は城内、住所は煙山と
なっていますけれども、●●さん宅です。当該土地は昭和57年に居宅を新
築したときから、居宅の敷地として利用されてきました。このたび地目を
確認したところ、農地であることが判明したものです。20年以上前からの
案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であり、意図的な違反転
用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得な
いものと判断しました。なお、隣接する農地に植栽されている庭木につい
ては宅地内に移植して、農地に復旧するとしております。以上です。

議長

ほかに補足説明はございますか。

金子忠博委員

はい、議長。

議長 はい、1番、金子忠博委員。

金子忠博委員 1番、金子です。議案第2号についてですが、6月14日に私と佐々木委員、泉山係長と現地で●●●●の方と確認を行いました。現地ですが、岩崎川沿いの新しいマレットゴルフ場の岩崎川を挟んで向かいのところですが、農振農用地であります。資材置場兼作業スペースとして、一時転用はやむを得ないと判断しました。なお、使用時は鉄板を敷設することにより、農地に対する影響を最小限に抑えることとしています。以上です。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。最初に議案第1号ですが、地目を確認したところ農地であることが判明したということですが、どのようなきっかけで確認されたのかお知らせください。それから、農地にある庭木については、宅地内に移植するというのですが、写真に載っている庭木をどこに移植するのか、そして移植後そこが農地として確保されるのかご説明いただきたい。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。こちらにつきましては、最終的には居宅の建て替えも考えているようでございまして、調べてみたところ、このような状態であることが判明し、今回の申請に至ったということでございます。また、庭木につきましては、先代の方が大切にしていたものなので、そのまま処分ということはしたくないということですが、かといってすぐ移植ということはなかなかできないので少し待つてほしいということをお聞きしております。実際にどこに移植するのかにつきましては、こちら居宅のわきに宅地がありますので、そちらに先に動かして、今の庭木があるところは農地として復旧するという確認しております。以上でございます。

佐藤俊孝委員 写真にある庭木を移植するというのでよろしいですね。

事務局 そのとおりです。

佐藤俊孝委員 続きまして、議案第2号の農地転用の資料を見まして、やむを得ない小規模面積だなというように思いました。それと、添付資料の資料No2のNo1-1事業計画書ですが、5の事業計画概要の(2)、転用する土地の利用計画の備考欄に、基地局設置工事や、となっているが、前段の概要で基地局の撤去工事となっており、内容が異なっている。撤去工事と改めるものだろうと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。
申し訳ございません、こちらの事業計画書につきましては、●●●●か

ら提出されたものですが確認漏れでございまして、今回は撤去でござい
ますので、資料の訂正と●●●●に資料の差し替えを指示いたします。

議長 佐藤委員、よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい。

議長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら
挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第
1号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、許可する旨決
するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸
借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨
決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

次に進みます。日程第10、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意
見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読さ
せます。

事務局 (議案第3号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。

これらの案件につきましては、番号1の譲渡人と番号2の譲渡人はそれ
ぞれ親子でございまして、譲受人に対して併せて農地を買ってほしいと申
し出たものでございます。その結果、譲受人が提示しておりました100万
円を総額として売却するということになり、その後面積に応じて案分しま
して、それぞれの価格総額を決定したものでございます。以上でございま
す。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑
ございませんか。

藤原幸蔵委員 はい、議長

議長 はい、10番、藤原幸蔵委員。

藤原幸蔵委員 10番、藤原です。この農用地利用集積計画というのは、農地中間管理機
構を通しての集積ですか。これまでの例からすると集積計画というものは、

農地バンクに預けたものを借りて、価格も1万円前後です。今回の集積計画は10a当り10万円や8万円近いがどのようなものですか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

10番、藤原委員のご質問にお答えいたします。こちらの案件は、売買になります。以上でございます。

議長

藤原委員、よろしいですか。

藤原幸蔵委員

はい。

議長

ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。次に進みます。議案第4号の詳細説明員を入室させますので、休憩いたします。

(14:07 休憩)

(14:08 再開)

議長

再開いたします。日程第11、議案第4号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

事務局

(議案第4号 朗読)

議長

詳細説明を町産業観光課にお願いしておりますので、説明員から詳細説明をお願いします。

説明員

はい、産業観光課の民部田です。ご説明させていただきます。資料でお配りしております右肩に資料 No. 3 及び資料 No. 4 と記載のある事業計画をご覧くださいと思います。今回、農家分家住宅の建設を希望するというので2件申請がございました。

資料 No. 3 からご説明をさせていただきます。申請者は●●●●●さんという方になります。本町の又兵衛新田のアパートにお住まいの方でありまして、今回の分家住宅を建設する場所につきましては、ホームックやファミリーマートをまっすぐ北の方に行く道路の途中一つ目の信号のところの交差点がありまして、そこにある椎茸の施設の隣の場所になります。こちらは

昨年度から相談があったものですが、ほ場整備が完了して7年しか経ってない、8年を経過していないということで、農振除外は難しいということで1年待って今回出されたものとなっております。申請につきましては、最小限の面積範囲で建設するというのですが、耕作面積が若干少ないというところで今の経営状況、今後の見込みを聞いたところ、今回の建設予定地の隣の椎茸を生産しているところは、今休止しているということを知っておりまして、こちらについては市場の動向等、また風評被害等もございましたので、そちらを見極めながら事業の再開等も含めて検討したいということでしたので、こちらを再開すると非常に人手のかかる作物となっておりますので、そういった面ではこの面積も妥当性があるものと、産業観光課としては考えているところでございます。こちらの方は農作業における労働力が不足するという見込みがありましたので、本家周辺に分家住宅を建設するものということで説明をいただいております。資料 No. 3については以上となります。

続きまして、資料 No. 4でございます。申請者連名になっておりまして、●●●●さんとその妻となっております。住所は西徳田第7割106番地となっております。二部の屯所、公民館の周辺にある家となっております。こちらは実家に引っ越してきたばかりということで聞いておりますけれども、最近までは盛岡のアパートにお二人とお子さんがいて、そちらの方で暮らしていたということでございます。こちらにつきましては周辺地を見た際に、なかなか建設できる場所がないということで、唯一ありました場所が、こちらから昨年相談がありましたが、ほ場整備が完了してから8年経ってないということで、今年度の申請となっております。こちらにつきましては、屯所のとなりに接道を取れる場所で301㎡で建設したいということで申請がございました。今農業をしている祖父母が高齢であるということもありますし、西徳田の法人に田んぼを集積してはいますが、そのオペレーターということで作業していることもありまして、今までは田植えや稲刈りだけでしたが、今後は地域の法人の作業ということで、自分が貸しているもしくは自作している農地以外にも、地域内のオペレーターとしての活躍も期待されますし、そういうところを本人も自覚しているということを知っておりまして、2件とも地域の活性化にも繋がるということで、ご審議いただければと思っております。以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。今回の農家分家の必要性については、説明のなかで十分にわかりましたが、添付資料の中で確認したいことがあります。資料No. 4、その中の別紙ということで、選定の比較検討表というものがあまして、A B C Dの四つ、その中のBについて確認ですが、ここの立地状況の中に既に

建物があると記載されていまして、写真と図面を見て確かに建物があるとわかりました。そのときに、建物があるということは、分筆など何かがなされてあるのだらうと思ひ、残っている面積が小規模だから、不適地だという説明に繋がったので、Bの総面積 500 m²は、実際はもっと小さい面積だらうなとわかりました。それで、その面積に対して設定を試みたら、不適地だなどというように内容を推察しましたが、それでよろしいでしょうか。

説明員

はい、その通りでございます。実際に全体の中で建てられる面積は非常に小さいものでございましたので、これではさすがに家としての機能を満たさないというところで、500 m²と記載がありましたけれども、実際は手書きの絵のとおり充てられる面積は非常に小さいものということで、不適地と判断したというところでございます。

佐藤俊孝委員

その場合は面積を 500 m²ではなく、建てることのできる面積を記載したほうが誤解がないと思います。

説明員

ありがとうございます、以後そのようにします。

議長

佐藤委員、よろしいでしょうか。

佐藤俊孝委員

はい。

議長

ほかに質疑ございますか。

阿部江利子委員

はい、議長。

議長

はい、13 番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員

13 番、阿部です。資料 3 の 2 枚目の農業委員会との協議状況の②の、本家所有の土地で農振除外申請のあった土地以外の土地において農地として適正な利用を行っていると言い難い事案があると記載がありますが、これを是正してから農地転用許可申請をするということでしょうか。具体的にはどのような状況でしょうか。そして是正されるのはいつごろということでは決まっているのでしょうか。

説明員

農振についてはこの部分だけを見れば適当ということはありませんが、農地転用することまで考えますといろいろとありますので、そのことについては事務局からご説明させていただきます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

こちらにつきまして、先ほど出ました椎茸施設と繋がってくるのですが、この椎茸施設は以前実際に栽培していたのですが、農家分家住宅計画地の隣にそのホダ場がありまして、当時は順調に栽培していたのですが、震災の影響、原発事故の風評被害がありまして、継続することが難しくなったということがございます。そもそも言いますと、椎茸施設、ホダ場は農業用施設であり、農地とは言えないことがありまして、本来であれば農地転用をしてから椎茸栽培をするべきだったのですが、今となっては栽培していない状況で追認という形での農地転用は難しいことがあります。ただ本人は状況を見ながら再開したいという気持ちもあるようでしたので、再

開したときに農地転用を追認ということでの是正ということがゴールということで考えております。そういう事情がありまして、悪意なく転用手続きをしないですってしまったこと、その後の震災影響を考慮して、再開した時点で適法状態にすることで、やむを得ない事情と判断しまして、時期としてはまだ先となりますがご本人と話をしているところです。以上でございます。

阿部江利子委員　今回の内容については、是正されることが条件となっておりますが、それはやむを得ない事情で状況判断ということと理解してよろしいですか。

事務局　この後に農地転用手続きがあるわけですが、是正する計画があるということを経験に、農地転用は許可相当という方向でと考えております。以上でございます。

議長　阿部委員、よろしいですか。

阿部江利子委員　はい。

議長　ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長　それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長　それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第4号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について、変更するに妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長　挙手多数ですので、変更するに妥当な計画であるとして意見することに決します。町産業観光課の説明員が退席するまで休憩といたします。

(14:20 休憩)

(14:21 再開)

議長　再開いたします。日程第12、議案第5号、矢巾町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局　(議案第5号 朗読)

議長　補足説明を許します。

事務局　はい、議長。

議長　はい、事務局。

事務局　議案第5号についてご説明いたします。

4月1日施行の改正農業委員会法により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成が、努力義務から必須項目になったこと、資料のとおり

り最適化活動の目標設定をするよう定められたことを受けまして、全国農業会議所が指針の参考例を改正いたしましたので、それに合わせまして、指針作成済みの農業委員会においても、法改正を踏まえて修正するように通知がございましたので、これに沿って指針を見直したものでございます。指針の大きな変更といたしましては、人・農地プランから地域計画への変更となっております。指針の4ページ目、5ページ目にあります地域計画の目標を達成するための役割が、新たな項目として追加されております。また、表の数値につきましても、現状値を令和5年3月末に改め、今後の目標を設定しております。3ページ目をご覧ください。参考の担い手の育成・確保につきまして、こちらの目標数値につきましては、個人の認定農業者がで、法人に合流していくものとして、減少する数値で作成しております。水準到達者につきましても、基本水準到達者から認定農業者へ移行していくことで、減少していくという見込みで目標を立てさせていただいておりますし、集落営農組織につきましても、今後法人化して認定農業者になっていくものと考えておりますので、減としております。先にご説明したとおり、認定農業者の数値につきまして、法人に合流するために減少することもあります。新たに認定農業者になる方もいる見込みでありますので、緩やかな減少という見込みで計画作成しております。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

藤原幸蔵委員 はい、議長。

議長 はい、10番、藤原委員。

藤原幸蔵委員 10番、藤原です。2ページの遊休農地面積、3年後の目標が3.02ha、これでいくと3年間で4.71haを解消することとなります。今までの3年間からして果たして3年間で4ha以上を目標と言いながらも、目標というものは達成するために努力しなければならないので、4ha以上を目標に取り組んでいけるのか疑問に感じます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 遊休農地につきましては、最終的には0を目標として設定したいので、3年後の目標としては3.02haと設定しておりますが、3年間で4ha以上の解消目標は過大ということであれば解消目標面積を少なく指針を策定することもあり得ますので、どの程度が妥当か、皆様からご意見をいただきたいです。

藤原幸蔵委員 例えば認定農業者が緩やかに減ることからすると、7.73haを10年間でどの程度か。3年間で4.71haではなく、1とか1.5haとかではどうか。

議長 ほかにご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですが、指針の修正を行いますか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 ご意見を踏まえまして、3年後の遊休農地解消面積を2haとして遊休農地面積を5.73ha、割合が0.2%とすることをお願いいたします。

議長 藤原委員、よろしいですか。

藤原幸蔵委員 はい。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 補足させていただきますが、本町においての遊休農地の目標は平成31年に策定した農林業ビジョンのなかで、町内農地の1%以内と掲げておりますが、国においては最終的に遊休農地0を目標として掲げておりますので、令和15年の最終目標は0ということでご理解をお願いいたします。

議長 ほかに質疑ございますか。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員 5番、熊谷です。過去10年間の遊休農地の解消面積をお知らせいただきたいです。また、農業者の高齢化などで遊休農地は今後増える方向にあると思われませんが、国などから遊休農地解消の施策など新たな情報などあればお知らせください。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 5番、熊谷委員のご質問にお答えいたします。過去10年間の推移について資料は持ち合わせておりませんが、ここ2、3年の状況を見ると解消しても新たに発生するというので大きな変化はない状況です。また、遊休農地解消施策としては、前回の全員協議会でもお伝えしたとおり、新たな担い手確保と遊休農地解消を目的に農地法が改正されまして、農地権利取得要件の下限面積要件、5反歩要件が廃止されております。これで解消されるかどうかということではありますが、農地パトロールで皆様に調査していただいた遊休農地の所有者への意向調査結果を見ると、回答された方全員が自身で耕作する意思はない、そのうち8割程度の方は売買や貸借の意向はあるがそのきっかけがないとか方法がわからないということがありますので、売買や貸借の制度のPRに努めていくということがあります。ほかには目標地図の作成がありまして、地域に入って、農地の集積など地域の中で話し合う機会がありますので、来年再来年すぐに解消というものでもありませんが、例えば家の後継者がいなければ話し合いのなかで、遊休農地も含めて担い手となる認定農業者や集落営農組織に集積を進めていくということもございます。以上でございます。

熊谷洋司委員 一点確認したいのですが、私の担当している地域でけっこうな遊休地があるのですが、所有が県外の方です。地域との交流もないので、委託など

で耕作をするにも難しい状況ですが、委託などを促すため、遊休農地についてペナルティや罰則規定などはないものでしょうか。そういうものがあれば、遊休農地解消も進むように思いますがどうでしょうか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

罰則というものではありませんが、長期に遊休農地にしておくと固定資産税について、農地課税から宅地並みの課税にすることもあります。なお、本町でその事例はございません。

議長

熊谷委員、よろしいですか。

熊谷洋司委員

はい。

議長

他に質疑等ございませんか。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

はい、11番、佐藤です。議案内容に戻りまして、遊休農地の対策の内容が、2ページの(2)に盛り込まれています。先ほど事務局長が説明した内容に関連しまして、(2)の①のなお書きの中に具体的な手段が入ると、遊休農地対策がもっとわかりやすくなるものと思います。疑問に思ったのは、農地パトロールをし、その対象地の所有者に意向調査をして、今後どうされるのかの確認をこれまで行っているのですが、以前の総会の際にもお伝えしたことがあるのですが、その意向調査の結果が委員に共有されておりません。意向調査結果により、次にどのように対応するかをみんなで検討し合えば、遊休農地対策はもっと明確になるものと思います。それから、先ほど事務局長がおっしゃられたことで遊休農地を解消させるということ 키워ドとしてこの中に入れるなど、もっと内容を充実させてもらえればと思いました。また、利用状況調査と利用意向調査の結果をサポートシステムに反映させると記載がありますが、これは当然のことと思いますが、反映して農地台帳の正確な記録確保、公表の迅速化とありますが、これで解消できるのか、やはり言葉足らずかなと感じました。そして、当委員会が行ってきたことの一つに非農地判断というものがあります。これは守るべき農地を明確化させるものなので、具体的にこのように推進して守るべき農地を明確化させる、それによって対象面積がもっとスリムになります。そのようなことが文面のなかにニュアンス的に入れば、遊休農地対策の内容はもう少し身が入るだろうなと感じました。

遊休農地対策については以上ですが、2の担い手への農地利用の集積・集約化についてです。集積目標はこの程度とは思いますが、当町は県内でも集積率が高い町ですが、集積はある程度確保されていて、集約をどうするのかということ今後の課題と捉えています。この集約の手法がもっと言葉として出てこない。集積を確保した矢巾町においては、集約をこのようなやり方で進めたいということで、文面に出てくるとわかりやすいなと思

いました。その具体的な内容として、3ページの(2)で具体的な推進方法が書いてあるのですが、これで集約が進むということが読み取れませんでした。かろうじて具体的と思ったのは、(2)③の調整と利用権設定のところ、いわゆる集約化を進めるために再設定をするという、方向性をうたっていると思いますが、このようにすれば集積集約が進むという、具体的な手段はこのようにするということが組み込まれていれば、この推進方法もわかりやすくなると思います。

それから、4ページの第3、ここに地域計画の目標を達成するための役割というものがありまして、これについて、矢巾町が県内でも積極的に活動している町だと報告をいただいた経緯がありますので、当町ではどのようなことをどのように行っているのかということ、明確に書いていいのではないかと思います。非常に謙虚な形で何項目か述べてあるのですが、役場と農業委員、農家組合とか様々な役割の組織がどのように動いていくかということに記載することによって、魂がもっと入るのではと思います。様々申し上げましたが、参考にしてもらえればと思います。

事務局 多岐にわたるご意見をいただきありがとうございます。こちらの指針については全国で統一された様式、書きぶりが示されているもので、本町で不要な部分は削除したものです。内容としてはあくまでも指針、方向性という考えのもので、実際の実施計画であるとか対策であるとかは、具体的なものを示しながら進めていくこととなりまして、その基となるものであります。ご意見等をいただいたことにつきましては、実際の事業推進のときに生かしてまいりたいと思います。

議長 11番、佐藤委員から様々ご意見をいただいて、それに対する説明が事務局からありましたが、よろしいでしょうか。

佐藤俊孝委員 指針の趣旨は理解しましたが、盛り込むべき内容に矢巾町のオリジナリティがあれば、もっとわかりやすいと思います。もう少し中身を深めたいという思いで意見を申し上げたものです。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 この指針については改正も可能なものであります。今回まずは承認をいただいた後、事業を進めながらいただいたご意見をも参考に、必要な修正等を行って、その際にも改めてお諮りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい、承知しました。

議長 ほかに質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第5号、矢巾町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、妥当な指針であるとして承認する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、妥当な指針であるとして承認することに決します。次に進みます。日程第13、議案第6号、令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第6号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第6号についてご説明いたします。

こちらの案件につきましては、各農業委員さんから提出された活動記録報告書をもとに集計し、その結果により農業委員さんごとの全体としての標語を決定したものでございます。この標語に対して、先月の全員協議会で協議した通り意見をお伝えしましたので、これをもとに各農業委員さんの点検評価をお願いするものでございます。なお、氏名については匿名とし、順不同となっていることを申し上げます。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

高原弘明委員 はい、議長。

議長 はい、12番、高原委員。

高原弘明委員 12番、高原です。匿名で16委員のものがありまして、見たところ全部の委員が、最終的に全体としての評価が基準をやや下回る結果になったということ、また、この評価の内容、これも全ページ全員全部同じになっています。確かに全員下回っているからそういう形になるのかなということも思いますが、ただやはり何か違いがあってもいいのではないかと感じました。それから2点目ですが、評価とは違うのですが、委員ごとの(2)の成果目標の達成状況、そこの農地の面積はどのような積み上げをした面積なのか、それぞれの委員の受け持ちの地域の面積を足したものなのか、そうではなく今回地域計画が示されたことでの面積なのか、地域計画は多面的機能と面積が関連付けられていますので、例えば集落でも飛び地にある農地は外してあるものです。そのような見方から、地域計画の面積なのか地域の面積なのか、それと私個人のところですが、農事組合法人●●●で、北郡山の土地約1丁歩を農事組合法人●●●や白沢地域の法人が受けた場合に、その場合の達成面積は北郡山の達成面積になるのか、委員としての達成面積に入るのか、そこがわからないので、教えていただきたいと思っております。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

12番、高原委員のご質問にお答えいたします。こちらについては全員協議会でお伝えしていたとおりではありますが、この表は国が示す様式でありまして、これに基づいて数値等を入力すると自動的に標語が示されるものとなっております。一人ひとりを初めから全部評価となるとなかなか難しいところもありますので、これをたたき台として検討していただければと思います。また、検討にあたっては委員さん方それぞれご自身のことでありますので、匿名で判断していただくことをお願いいたします。また、農地面積についてでございますが、地域計画や人・農地プランの面積ではなく、委員さんごとの地域で分けた面積となります。表にあるとおり推進員の最適化活動ということで、推進員の活動を点検評価するものとなっております。推進員であれば自分の地区だけが対象となるものですが、本町は農業委員さんが推進員の活動も兼ねていますので、実際の活動として地区外もあるのですが、今回示されている点検評価については推進員活動としてになりますので、もどかしいところもありますが、それぞれの地区内を対象として、目標や結果を作成しているものです。目標をやや下回る結果という話がありましたが、実際に集積率が高いので、毎月10日という活動日数かどうかということはありませんが、国は毎月10日目標ということを示していますので、どうしても活動日数を見ると目標から下回るということになります。以上でございます。

高原弘明委員

達成率はどうなりますか。他の地区を行ったときには他の地区の委員の実績になるものですか。

事務局

それぞれの地区ごとの目標となっておりますので、その地区の委員の実績になるというものとなっております。

議長

高原委員、よろしいですか。

高原弘明委員

はい。

議長

ほかに質疑ございますか。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。先ほど各委員の担当区域を、地域計画にこだわらず、そもそもの委員の担当とされている区域を対象としているということですが、別に封筒入りで私個人の調書が配られておりまして、それを確認したところ、集積状況が極端に低いものとなっております。考えてみましたが、私の場合、南昌地区が地域計画で担当なので、それが加味されているのかと理解しようと思いましたが、先ほどの説明では違っていたので、本当に先ほどの説明での区域で誤りがないか確認したいです。私の担当区域のほとんどはほ場整備されたところで集積率が高い区域です。それで、この調書を見て、間違いがなければよいですが、確認していただきたいです。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問におこたえいたします。今回の点検・評価につきましては、令和4年度に作成した目標面積についての点検評価となっておりますので、最新のものは多少ずれている数値があると思われます。

佐藤俊孝委員 土台となる集積率が高いところであっても、ここでの集積率が低くなることあり得るのですか。

事務局 あり得るということになります。なお、皆さんの面積、集積面積を合わせると本町の集積面積になるものでございます。

佐藤俊孝委員 正しいのであればよいです。

事務局 補足いたしますが、こちらの表については提供されたものですが、点検評価が自動算定されるフォーマットとなっておりますので、誤りはないものと思っております。

議長 佐藤委員、よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい、この件はわかりました。続いてですが、今回の点検票を、活動日数の分布度合いを確認してみましたが、80日台が2名、70日代が1名、60日台が2名、50日台が2名、40日台が最も多く5名、30日台が1名、20日台が3名で、このことからすると低い状況に平均値としては引っ張られます。80日台が2名、20日台が3名というのは極端に見えます。委員がそれぞれがんばったところを、委員ごとにこの調書の中に一言でも意見のような形で入らないと達成感がない。一生懸命頑張った方とさまざま事情によりなかなかできなかった方、一律ではなくそれぞれの活動状況に合わせた意見を組み入れるべきと感じました。できている委員がさまざまな事情でできない委員をカバーすることは委員会としてあたり前のことですが、意見のなかにはそういったことを加えたほうが達成感はあると思います。杓子定規で終わらせるのではなく、何かそれぞれに合せた言葉を入れたらよいのではという意見です。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。先にご説明したように、こちらを初めから全部点検・評価をすることは難しいということがありまして、たたき台として挙げさせていただいたものでございます。評価は総会で行うこととなっておりますので、皆さんからご意見をいただいて修正できればと思っておりましたが、こちらについてはこのままで進めて、意見についてはただいまいただいたご意見を参考にしまして、事務局で委員さんそれぞれに合せたものを作成することにさせていただきます。なお、改めてそれぞれお配りしますが、こちらは公表するものではなく、事務局で保存しておくものとなっております。

佐藤俊孝委員 進め方については承知しました。注意していただきたいのですが、行政

文書として開示請求されたときには開示しなければならないものですが、一律な評価であることについて、農業委員会の考え方に対して疑われかねないので、適正な評価であるということを示しておくべき、この委員はこういう活動をしてこういう成果を出したということの評価したり、もう少しここはこういう努力をしてほしいという評価をしたり、言葉として残すべきと思います。

事務局 はい、承知しました。

議長 ほかに質疑ございますか。

藤原幸蔵委員 はい、議長。

議長 はい、10番、藤原幸蔵委員。

藤原幸蔵委員 10番、藤原です。標語にある目標、目標をやや下回る結果となった目標とは、活動日数のことですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 10番、藤原委員のご質問にお答えします。こちらの目標につきましては、活動日数もございますし、あとは(2)の農地集積、遊休農地、新規参入に係る目標に対してどの程度達成されたかどうか、これらに関して総合的に判断した結果、このような結果になったものでございます。

藤原幸蔵委員 そのとおりであれば、矢巾町の農業委員16名、1年間活動して16名だれも目標達成できなかったということ、1年間みなさんががんばってきて、この評価がでるということは残念です。

事務局 確かにこれだけを見ると残念な気持ちになるということもございますが、逆に言いますと、矢巾町は集積率が高く、遊休農地も少ないということで、もう既に達成されている状況の中、この評価では活動日数というところ、目標をある程度達成しているが故に活動日数が少なくなるということがありまして、たくさん遊休農地があるところ、農地集積が進んでいないところは当然に活動日数が多くなります。ただ、次の議案第7号のほうは農業委員会としての点検評価となりまして、こちらでは目標に対して期待どおりの結果が得られたという評価となりまして、こちらは公表するものとなっております。国等から活動日数10日目標が示されるなか、先ほども申し上げましたとおり遊休農地が少なく農地集積率が高い本町では、当然活動日数が少なくなり、この点検評価については目標が達成されていないものとなります。今回のことを踏まえまして、本町のような場合の点検評価方法の見直し検討など、農業会議等に伝えることとしますので、ご理解くださるようお願いいたします。

議長 藤原委員、よろしいですか。

藤原幸蔵委員 はい。

議長 ほかに質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第6号、令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、別紙のとおり点検・評価する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、別紙のとおり点検・評価することに決めます。次に進みます。日程第14、議案第7号、令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第7号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 こちらの案件につきましては、議案第6号と同様に、各農業委員さんから提出された活動記録報告書をもとに集計した、農業委員会全体の活動結果となりますので、これを基に点検評価をお願いするものです。なお、この結果に基づいて、別様式により町ホームページにて点検評価結果を公表することとなります。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

事務局 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。この表の農地の集積のところ、前年度末の集積率が81.4%、今年度末の集積率が80.4%となっており、集積率が下がっていることとなりますが、この数値は間違いはないでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。集積率が下がっているということがありますが、こちらにつきましては担い手の方がちょうど年度の境のところで耕作できなかったという案件がありまして、それで一時的に下がってしまったことがあり、このような結果になっております。なお、その件につきましては、現在耕作、集積が再開されておりまして、来年度にはそれが反映された結果になるものです。

佐藤俊孝委員 その算定には、月別の差とか、期間が何か月とかがあるのですか。

事務局 何か月というのは抑えてきておりませんが、集積率を把握、算出する時点でのこととなります。

佐藤俊孝委員 これは公表するものと説明がありましたが、それであればこの実績のところの80.4%に対して、こういうことで一時的に集積率が下がったという

ようなコメントを出すべきと思いますがどうでしょうか。

事務局

公表につきましては、こちらの様式で公表するものではなく、内容を絞って文章的に表しながら公表するものですので、ご説明した状況を示しながら公表することで考えております。また、集積率には新たな宅地開発の影響もあると思われまますので、そちらの影響についても精査したいと思います。なお、この様式につきましては、公表するものではなく、総会の場で点検調査をしやすいするための様式ということで示されたものでございます。

議長

よろしいですか。

佐藤俊孝委員

はい。

議長

ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第7号、令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、別紙のとおり点検・評価する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、別紙のとおり点検・評価することに決めます。

以上で、議事の全てを終了いたしましたので、当会は閉会といたします。皆様大変お疲れ様でございました。

(終了 16:07)

以上は、令和5年6月20日、矢巾町役場大会議室において開催された、令和5年第6回

矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 会 長 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____